

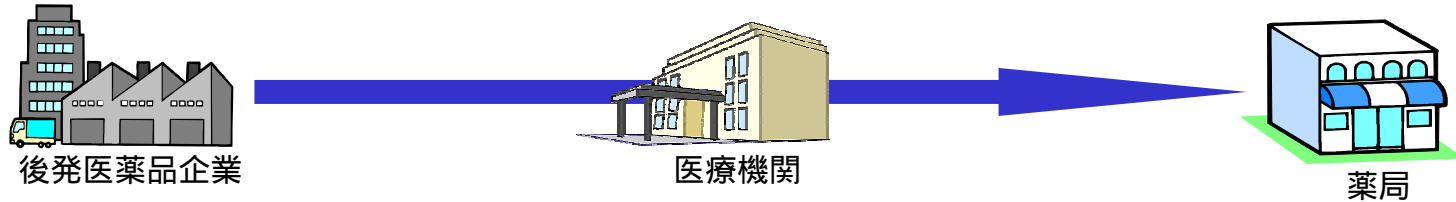
# 後発医薬品の使用促進

画期的新薬の登場が医療の質の向上に資する一方、安価で良質な後発医薬品の使用は患者の経済的負担を減らし、医療保険財政の効率化が図られることから、先発医薬品と後発医薬品がバランスよく流通していることが重要である。

現在の医薬品市場は、後発医薬品のシェアが諸外国と比べて低く、後発医薬品が上記のような役割を十分発揮するような状況とはなっていない。後発医薬品の使用を促進するためには次のことを行う必要がある。

後発医薬品企業が、安定供給、情報提供、品質確保を一層図ること。  
後発医薬品の使用を促進する仕組みを設けること。

## 安定供給、情報提供、品質確保



厚生労働省  
の取組み



品質再評価  
先発医薬品と同等の溶出性の確認



安定供給の指導  
薬価収載時における指導

市販後調査の実施  
安全性情報の収集や提供の促進



医師

処方せん料の見直し  
後発医薬品を含む処方診療報酬上評価 (H14年度～)



国立病院における後発医薬品の使用促進



薬剤師

患者

医薬品品質情報提供料の新設等  
患者に文書等により後発医薬品に関する情報を提供し、患者の同意を得て後発医薬品を調剤した場合に診療報酬上評価 (H14年度～)



オレンジブック・「医薬品情報提供HP」による品質情報の提供

<http://www.pharmasys.gr.jp>



「診療報酬情報提供HP」による名称や価格情報等の提供

<http://www.iryohoken.ne.jp>

# 医薬品総合情報ネットワーク

医療関係者や患者・国民に、医薬品情報を分かり易く信頼できる情報として、使い易い形で迅速かつ確実に提供していくため、現行の『医薬品情報提供システム』を拡充・強化し、ITを活用した3つのコンセプト（総合的な情報提供、最新情報の提供、国民への情報提供）による『医薬品総合情報ネットワーク』を構築することが有益。

将来的には、医薬品情報提供について、紙媒体中心から電子媒体中心への移行について検討することが必要。

（医政局長・医薬局長私的懇談会「医薬品情報提供のあり方に関する懇談会最終報告（13.9.27）」より抜粋）

## 『医薬品総合情報ネットワーク』

